

## 山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	山形市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項 山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）による重度心身障がい（児）者医療給付、こども医療給付及び親子健やか医療給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年七月二日法律第百三十四号） 第1条	山形市福祉医療給付金支給条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第一条</p> <p>この条例は、市民福祉の向上を図るため、この市が行う福祉医療給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする</p>
⑦独自利用事務の関連規範		山形市福祉医療給付金支給条例（昭和四十九年市条例第二号）

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号	山形市福祉医療給付金支給条例第4条第1項
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条（同法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	山形市福祉医療給付金支給条例第4条第1項の規定による重度心身障がい（児）者医療給付金の支給対象者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令38条 項1号イ	山形市福祉医療給付金支給条例第3条第4項第1号ア、同号イ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該申請を行う者の扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
備考		

## 届出情報

届出日	2016年09月30日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	